

上越市 第4次 男女
共同参画
基本計画

< 令和5年度～令和9年度 >
ダイジェスト版

本計画は、
DV防止法及び女性活躍推進法に基づく
計画としても位置付けています。



上越市

上越市第4次男女共同参画基本計画について

基本的な考え方

上越市では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を發揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と捉え、その推進に努めてきました。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が定められており、全ての人は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。全ての人が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮することができれば、社会全体の活力が増し、人々が将来に夢を持てるような社会環境となっていくと考えます。

一方で、ジェンダーと言われる「社会的・文化的につくり上げられた性差」は、様々な場面において、男女共同参画社会の実現の障壁となってきました。その解消に向け、特に性別を理由にして役割を固定的に分けてしまう「性別による固定的役割分担意識」及び「無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）」が根強く残っていること、女性活躍・女性参画の進捗が遅れていること、そして女性への暴力の問題の対応に関しては、地域生活に密着している地方行政こそが地域の状況に応じた具体的な施策を効果的に推進していかなければなりません。また、人口減少や少子高齢化の進行などに伴う問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会を取り巻く環境が大きく変化していく中であって、支援を必要とする人を誰一人取り残さない施策の取組も、ますます求められています。

これまでの施策の取組と社会情勢の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、上越市男女共同参画基本条例に基づき総合的かつ計画的な推進を図るために、「上越市第4次男女共同参画基本計画」を策定します。

第4次男女共同参画基本計画における目指すまちの姿
男女が、互いの人権を尊重し
社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち

施策の分野

I

男女が等しく参画するための社会環境整備

- 基本目標1** 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
- 基本目標2** 男女共同参画を实践できる環境づくり
- 基本目標3** 女性が活躍できる社会づくり
- 基本目標4** 推進体制の整備

施策の分野

II

配偶者等からの暴力防止・被害者支援

- 基本目標1** 暴力を許さない社会づくり
- 基本目標2** 被害者等への支援



基本的な考え方

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- 男女共同参画社会基本法及び上越市男女共同参画基本条例に基づく「男女共同参画基本計画」
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「DV防止計画」
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「女性活躍推進計画」
- 上越市における最上位計画「上越市第7次総合計画」等、関連する市の各種計画や国・県の同種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画

第4次基本計画策定のポイント

→ 計画の策定における主な視点

1 意識啓発強化の視点

- ・いまだに根強く残っている「性別による固定的役割分担意識」の解消
- ・家庭や地域などの身近な場所における普及・啓発の強化
- ・男性に向けての意識啓発の推進

2 労働環境改善の視点

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現
- ・女性の市内定住、U・Iターンに向けた取組
- ・困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

3 暴力根絶の視点

- ・暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発



→ 市民意識調査の結果

令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、男女共同参画社会の認知度・理解度は向上しているものの、男女の地位の平等感については学校教育の分野を除き低い傾向にあり、男女の家事時間の格差や夫婦の役割分担の状況からも、依然として家庭や地域など身近な環境での性別による固定的役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

職業生活、女性活躍の推進に関する部分では、夫婦ともに仕事をしているが家事は主に妻がしている割合が多いほか、職場での労働条件や待遇、勤務内容、また退職や転職の理由などにおいても、女性にとって働きやすい環境になっているとはまだ言えない状況にあります。

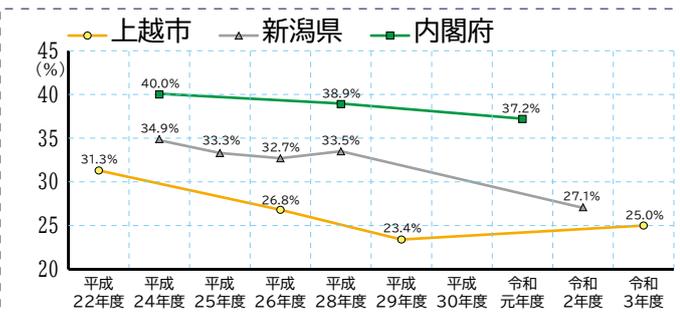
また、男女の人権、DVについては、女性の人権が尊重されていないものとして「DV」と回答する割合が最も多く、名称や言葉の認知度・理解度でも「DV」が高い結果であることから、女性に対する暴力としての認識が浸透していることがうかがえます。

→ 第3次基本計画の達成状況の反映

第3次基本計画における重点目標ごとの評価指標の達成状況や各種の事業実績の評価・検証の結果などを踏まえて、第4次基本計画の新しい体系に合わせて指標などを設定しました。

○男女の地位の平等感の推移（各分野の平均値の比較）

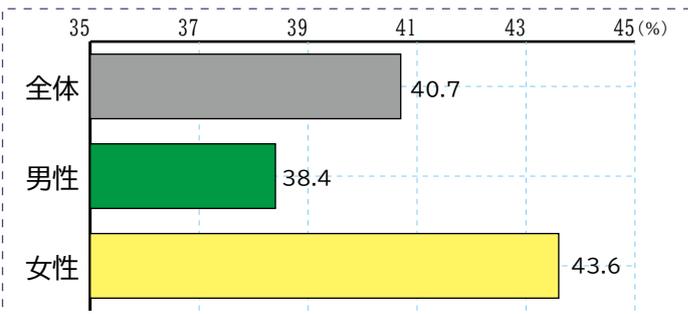
【資料：「市民意識調査」、内閣府「男女共同参画に関する世論調査」】



*分野：家庭生活、職場、学校教育、政治、法律や制度上、社会通念・習慣・しきたり等、町内会等の地域活動

○「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」と回答した人の割合

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



*質問：PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因

基本目標1

男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画社会の実現には、全ての人がその必要性を正しく理解し、一人一人へ広く浸透することが不可欠です。価値観や働き方など様々な場面で多様化が進んでいる昨今、固定的性別役割分担意識を始め、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）による性別を理由とする様々な固定観念などが男女共同参画社会の実現を難しくしています。

今一度「なぜ、男女共同参画社会が重要なのか」という問いかけから始めて、性別や年齢などに関係なく、全ての市民が男女共同参画を正しく理解し合う社会を目指します。

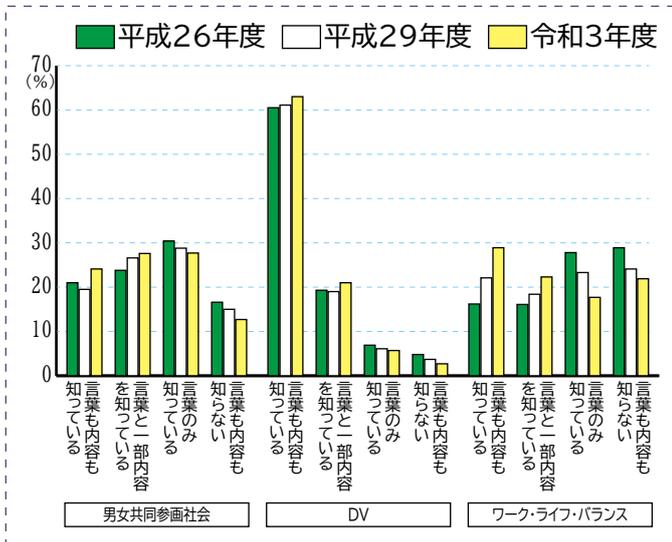


重点目標

- 1 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 3 男性にとっての男女共同参画の推進
- 4 子どもへの意識啓発の推進

○男女共同参画に関する主な言葉の認知度・理解度

【資料：「市民意識調査」】



基本目標2

男女共同参画を実践できる環境づくり

人口減少・少子高齢化が進む中で、持続可能な社会を築いていくためには、家庭や職場、地域等あらゆる場面において、性別にかかわらず互いに理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ちながら社会に参画していくこと、すなわち男女共同参画の考え方が大切になります。

あらゆる分野において、性別を始め多様な属性の人々が、共に生き生きと暮らしていけるように、互いを尊重できる環境の整備を目指します。

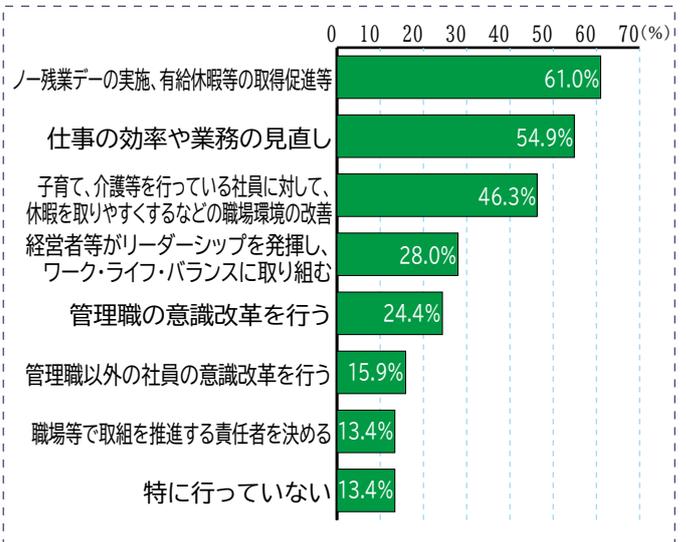


重点目標

- 1 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現
- 2 子育て、介護への支援の充実
- 3 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備
- 4 生涯を通じた女性の心と体の健康支援
- 5 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

○ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況

【資料：令和3年度「事業所アンケート」】



環境整備

基本目標3

女性が活躍できる社会づくり

性別にかかわらず互いに個性と能力を発揮し、自らの意思によって参画していくことは、男女共同参画社会を築いていくために大切なことであり、あらゆる分野において、女性の活躍や参画の推進が期待されている中、企業等の管理職や議員、地域の団体の役員など、リーダーシップを発揮する場への女性の登用の重要性が高まっています。

性別による格差を解消していく取組の一つとして、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用して両性の意見を施策に反映させていくなど、積極的な取組を継続的に実施し、女性が活躍できる社会づくりを進めていきます。

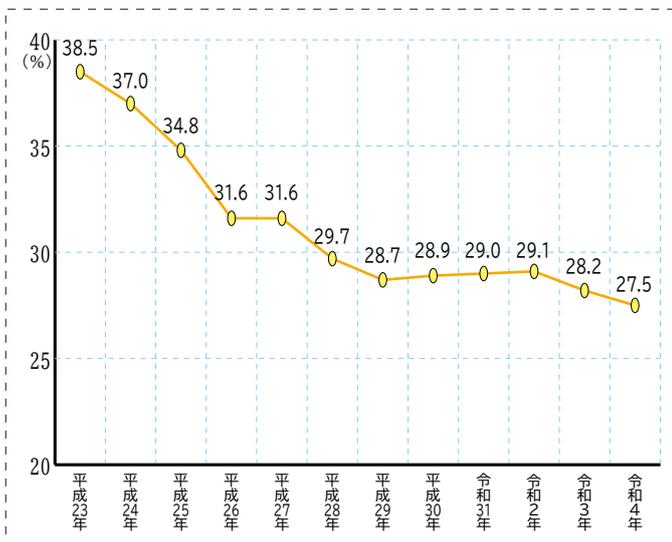


重点目標

- 1 女性の能力発揮への支援
- 2 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進
- 3 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

○市の審議会等委員の女性登用率の推移

【資料：男女共同参画推進センター】



基本目標4

推進体制の整備

男女共同参画社会を実現させていく上で、行政の役割が重要であることはいうまでもありません。

様々な分野における男女共同参画社会を実感できるまちを念頭に、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることは、効果的な事業の推進につながるとともに、その姿は市民への啓発にもつながります。

男女共同参画推進センターでは、市の男女共同参画の拠点施設として、今後も市民の意見を取り入れながら効果的な事業運営を図っていきます。

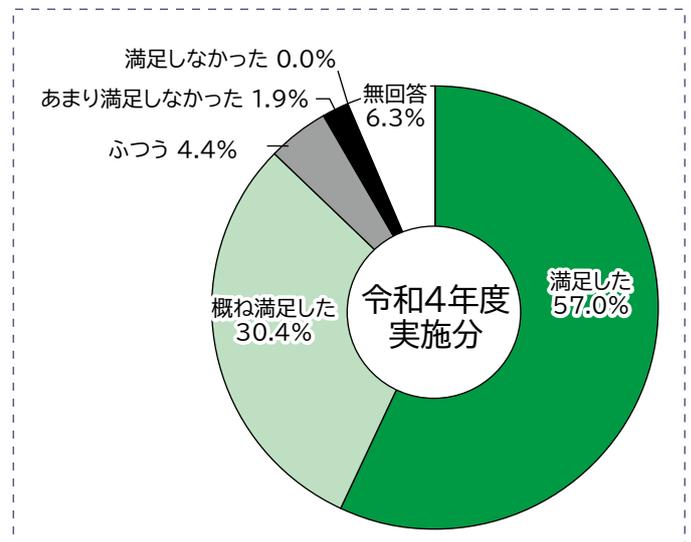


重点目標

- 1 男女共同参画推進センターの充実
- 2 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

○センター講座参加者の満足度（令和4年度）

【資料：男女共同参画推進センター】



施策の分野 II

配偶者等からの暴力防止・ 被害者支援

基本目標1

暴力を許さない社会づくり

DV（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢行為などは、決して許される行為ではなく、いかなる理由があろうとも認めることはできません。男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で強力に取り組むべき課題です。

あらゆる暴力の根絶に向けて共に人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを目指して、啓発活動や相談業務の充実を図ります。

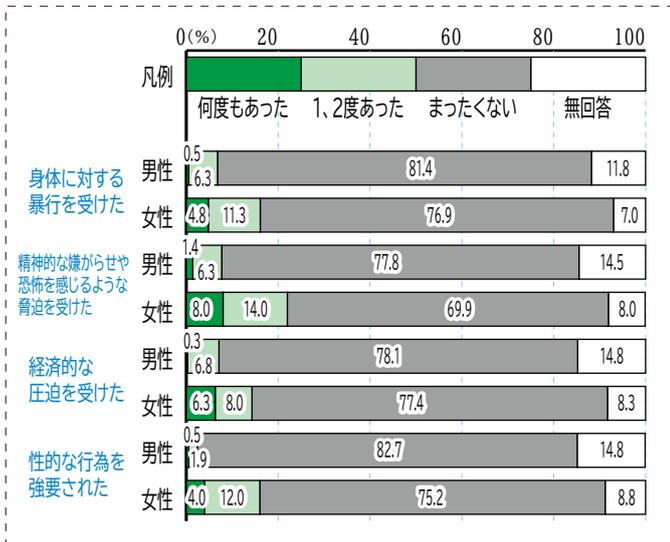


重点目標

- 1 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発
- 2 相談窓口の充実

○夫婦間の暴力の有無

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



基本目標2

被害者等への支援

配偶者からの暴力の多くは家庭内で発生していて、加えて被害者は、加害者からの報復を恐れたり世間体を気にすることで他人へ救済を求めることを躊躇する傾向があるため、外部から発見することは困難な状況にあります。また、被害者には心のケアを始め、住居や自立に必要な収入の確保など、生活再建のための支援が不可欠となります。

安全確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら、暴力根絶への啓発と的確な助言や支援の充実を図ります。

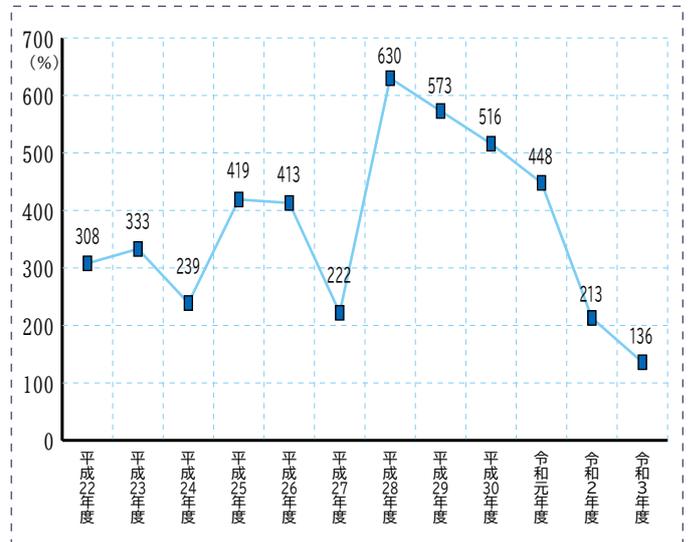


重点目標

- 1 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護
- 2 自立への支援

○配偶者からの暴力に関する市女性相談への相談件数の推移

【資料：男女共同参画推進センター】



第4次基本計画 施策の分野・重点目標別の指標

施策の分野		指標項目	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
基本目標						
重点目標						
1	男女が等しく参画するための社会環境整備	男女の地位の平等感(各分野での平均)	市民意識調査	23.4%	25.0%	30.0%
1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり						
(1)	男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	男女共同参画社会の認知度	市民意識調査	46.1%	51.7%	55.0%
(2)	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「社会通念・習慣・しきたりなど」で男女が平等と感じる人の割合	市民意識調査	10.1%	10.5%	15.0%
(3)	男性にとっての男女共同参画の推進	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対、どちらかといえば反対と回答した男性の割合	市民意識調査	52.9%	65.5%	70.0%
(4)	子どもへの意識啓発の推進	「学校教育の場」で平等と感じる人の割合	市民意識調査	46.7%	55.1%	60.0%
2 男女共同参画を実践できる環境づくり						
(1)	労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組む事業所の割合	事業所アンケート	81.9%	86.6%	90.0%
		「職場」で平等と感じる人の割合	市民意識調査	19.9%	19.4%	25.0%
(2)	子育て、介護への支援の充実	子育てをしやすいと感じる市民の割合	市の調査	-	61.3%	66.2%
(3)	女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備	現在の社会は「女性」にとって働きやすい環境にあると思う人の割合	市民意識調査	17.0%	13.7%	30.0%
(4)	生涯を通じた女性の心と体の健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の考え方に沿った講座等の参加者の満足度	市の調査	-	86.6%	87.5%
		子宮頸がん検診の受診率	市の調査	14.8%	5.7%	現状値より向上
		乳がん検診の受診率	市の調査	12.9%	6.6%	現状値より向上
(5)	貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備	自立相談支援事業登録者のうち、支援が終了した人の割合	市の調査	70.6%	81.5%	82.0%
		必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合	市の調査	12.0%	2.6%	2.5%
3 女性が活躍できる社会づくり						
(1)	女性の能力発揮への支援	女性の能力を活かす取組を行っている民間企業の割合	事業所アンケート	69.8%	64.7%	70.0%
(2)	企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	管理職に女性を登用している民間企業の割合	事業所アンケート	46.8%	47.0%	50.0%
(3)	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性登用率	市の調査	28.7%	27.5%	30.0%
		女性委員を含む審議会等の設置率	市の調査	93.0%	92.7%	95.0%
4 推進体制の整備						
(1)	男女共同参画推進センターの充実	センター講座参加者の満足度(満足、おおむね満足の合計)	市の調査	76.0%	87.4%	90.0%
(2)	男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	行政からの情報発信時におけるジェンダー視点からのチェック	市の調査	-	88.6%	90.0%
2	配偶者等からの暴力防止・被害者支援	配偶者等から暴力を受けたことがある女性の割合	市民意識調査	31.2%	35.6%	30.0%
1 暴力を許さない社会づくり						
(1)	暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	市民意識調査	55.8%	60.2%	70.0%
(2)	相談窓口の充実	市の女性相談窓口の認知度	市民意識調査	16.4%	13.1%	20.0%
2 被害者等への支援						
(1)	発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	女性が抱えている悩みの相談窓口のうち認知度30%以上の相談機関	市民意識調査	1か所	2か所	3か所
(2)	自立への支援	女性相談を原因とする苦情件数	市の調査	なし	なし	なし

男女共同参画都市宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

平成13年9月26日

上越市

上越市第4次男女共同参画基本計画【ダイジェスト版】

令和5年3月発行

発行

上越市

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111
URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>